

久喜市ごみ集積所整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ごみ集積所（以下「集積所」という。）を清潔に維持管理する地域の活動を支援するため、集積所管理者等に対し、予算の範囲内において久喜市ごみ集積所整備費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「集積所」とは、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和5年久喜市条例第38号。以下「条例」という。）第18条第2項に規定する集積所をいう。

2 この告示において「集積所管理者等」とは、廃棄物減量等推進員（条例第11条第1項に規定する廃棄物減量等推進員をいう。以下同じ。）、区長、自治会長又は集積所利用者の代表者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、集積所管理者等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が集積所の清掃又は維持管理その他集積所を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、次の各号に掲げるものとする。

(1) 集積所の設置及び修繕に要する経費

- (2) ごみの散乱を防止するために使用するネットの購入費
- (3) ほうき、ちりとりその他集積所の清掃に使用する用具の購入費
- (4) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に係る集積所として補助金の交付の対象となった集積所に関しては、補助金の額の確定した日の属する会計年度の翌会計年度は、同一の集積所に係る補助金の交付は受けられないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、一の集積所について年額3,000円を限度とする。ただし、この額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の様式等)

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、ごみ集積所整備費等補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

2 前項の申請書には、規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に関する書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (2) 集積所の位置図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項の申請について、廃棄物減量等推進員、区長及び自治会長は複数の集積所に係る申請をすることができる。

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、ごみ集積所整備費等補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 規則第9条第2項の規定による通知は、ごみ集積所整備費等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、ごみ集積所整備費等補助金実績報告書(様式第4号)のとおりとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 集積所の写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

3 第1項に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の3月31日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による確定の通知は、ごみ集積所整備費等補助金額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(交付の請求)

第11条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、ごみ集積所整備費等補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱等を廃止する告示(令和5年久喜宮代衛生組合告示第10号)で廃止された久喜宮代衛生組合ごみ集積所環境整備補助金交付要綱(平成27年久喜宮代衛生組合告示第2号)の規定によりした決定、手続その他の行為は、この告示の相当規

定によりした決定、手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第7条関係）

ごみ集積所整備費等補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者
区分
住所
氏名

久喜市ごみ集積所整備費等補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助対象経費 別紙明細書のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (2) 集積所の位置図
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

別紙

ごみ集積所整備費等補助金交付申請明細書

番号	集積所の所在地	事業内容 ※いずれかに○を付ける。	用具等の名称	見積額 (補助対象経費)	交付申請額
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			
		1 設置・修繕 2 散乱防止ネット 3 清掃用具 4 その他			

※番号欄には、添付書類の集積所の位置図の番号を記入してください。

交付申請額合計 _____

様式第2号（第8条関係）

ごみ集積所整備費等補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜市ごみ集積所整備費等補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

※ 当該要綱に基づく補助を受けた集積所については、補助金の額の確定した日の属する会計年度の翌会計年度は、同一の集積所に係る補助金の交付は受けられないものとします。

様式第3号（第8条関係）

ごみ集積所整備費等補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜市ごみ集積所整備費等補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

様式第4号（第9条関係）

ごみ集積所整備費等補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

報告者
住所
氏名

年 月 日付け久 第 号で交付決定を受けた久喜市ごみ集積所整備費等補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助対象経費の内訳

事業内容	用具等の名称	補助対象経費

3 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 集積所の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号（第10条関係）

ごみ集積所整備費等補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあった久喜市ごみ集積所整備費等補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第6号（第11条関係）

ごみ集積所整備費等補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名



電話番号

（振込先を自治会等とする場合は、自治会名等も併せて記載してください）

年 月 日付け久 第 号で補助金の額の確定通知を受けた久喜市
ごみ集積所整備費等補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名							銀行
							信用金庫
							農協
支店名							本店
							支店
							出張所
口座種目	1 普通	2 当座	3 その他（ ）				
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							